

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p style="text-align: center;">第1編 ～ 第4編 （略）</p> <p style="text-align: center;">第5編 保安林整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 調 査</p> <p>第1節 総 説 （略）</p> <p>1-1 調査項目 保安林整備事業の計画、設計に必要な調査項目は次のとおりとし、事業の目的、内容等に応じて選択するものとする。</p> <p>1 地形調査 2 地質・<u>土</u>壤調査 3 気象調査 4 林況・<u>植</u>生調査 5 森林被害調査 6 森林荒廃調査 7 森林機能調査 8 環境調査 9 社会的特性調査</p> <p>1-2 調査の手順 （略）</p> <p>第2節 地形調査 2-1 総 説 地形調査は、事業対象地域<u>及び</u>その周辺の地形の状況を把握し、整備対象地の設定、整備方法の検討、植栽樹種の選定等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2-2 ・ 2-3 （略）</p> <p>第3節 地質・<u>土</u>壤調査 3-1 総 説 地質・<u>土</u>壤調査は、事業対象地域及びその周辺の地質、土壌を把握し、森林荒廃の原因、危険性の推定、植栽樹種、肥料、土壌改良材の選定等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 ～ 第4編 （略）</p> <p style="text-align: center;">第5編 保安林整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 調 査</p> <p>第1節 総 説 （略）</p> <p>1-1 調査項目 保安林整備事業の計画、設計に必要な調査項目は次のとおりとし、事業の目的、内容等に応じて選択するものとする。</p> <p>1 地形調査 2 地質、<u>土</u>壤調査 3 気象調査 4 林況、<u>植</u>生調査 5 森林被害調査 6 森林荒廃調査 7 森林機能調査 8 環境調査 9 社会的特性調査</p> <p>1-2 調査の手順 （略）</p> <p>第2節 地形調査 2-1 総 説 地形調査は、事業対象地域<u>並びに</u>その周辺の地形の状況を把握し、整備対象地の設定、整備方法の検討、植栽樹種の選定等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2-2 ・ 2-3 （略）</p> <p>第3節 地質、<u>土</u>壤調査 3-1 総 説 地質、<u>土</u>壤調査は、事業対象地域及びその周辺の地質、土壌を把握し、森林荒廃の原因、危険性の推定、植栽樹種、肥料、土壌改良材の選定等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>3-2 予備調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、第2編第2章第3節「土質・地質調査」及び同第4節「土壌調査」に準ずるものとする。</p> <p>3-3 現地調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、第2編第2章第3節「土質・地質調査」及び同第4節「土壌調査」に準ずるものとする。</p> <p>第4節 気象調査</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 予備調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、<u>第2編第2章第6節</u>「気象調査」に準ずるものとする。</p> <p>4-3 現地調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、<u>第2編第2章第6節</u>「気象調査」に準ずるものとする。</p> <p>第5節 林況・植生調査</p> <p>5-1 総 説</p> <p>林況・植生調査は、事業対象地域及びその周辺の林況、植生等の状況及び特性を把握し、森林の整備に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>5-2 予備調査</p> <p>1 予備調査は、事業対象地域及びその周辺の林種(林相)とその分布状況、主要樹種、<u>齢級</u>、蓄積、立木密度、下層植生の状況等を概括的に把握するために行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3-2 予備調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、第2編第2章第3節「土質、<u>地質調査</u>」及び同第4節「土壌調査」に準ずるものとする。</p> <p>3-3 現地調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、第2編第2章第3節「土質、<u>地質調査</u>」及び同第4節「土壌調査」に準ずるものとする。</p> <p>第4節 気象調査</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 予備調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、<u>第2編第2章第5節</u>「気象調査」に準ずるものとする。</p> <p>4-3 現地調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査の方法及びとりまとめは、<u>第2編第2章第5節</u>「気象調査」に準ずるものとする。</p> <p>第5節 林況、<u>植生調査</u></p> <p>5-1 総 説</p> <p>林況、<u>植生調査</u>は、事業対象地域及びその周辺の林況、植生等の状況及び特性を把握し、森林の整備に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>5-2 予備調査</p> <p>1 予備調査は、事業対象地域及びその周辺の林種(林相)とその分布状況、主要樹種、<u>令級</u>、蓄積、立木密度、下層植生の状況等を概括的に把握するために行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>5 - 3 (略)</p> <p>第6節 森林被害調査</p> <p>6 - 1 (略)</p> <p>6 - 2 現地調査 現地調査は、事業対象地域における森林被害の種類<u>や原因</u>、回復の見通し等を把握するために行うものとする。</p> <p>第7節 森林荒廃調査</p> <p>7 - 1 総 説 森林荒廃調査は、<u>事業</u>対象地域等の森林荒廃の状況及び特性を調査し、整備対象地の設定、整備内容、整備方法等の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>7 - 2 現地調査 (略)</p> <p>第8節 森林機能調査</p> <p>8 - 1 ・ 8 - 2 (略)</p> <p>8 - 3 災害の防止又は軽減機能調査</p> <p>8 - 3 - 1 予備調査 予備調査は、事業対象地域に<u>関わる</u>災害の現況及び発生の可能性を把握するために行うものとする。</p> <p>8 - 3 - 2 (略)</p> <p>第9節 ・ 第10節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 森林造成の設計</p> <p>第1節 ~ 第3節 (略)</p>	<p>5 - 3 (略)</p> <p>第6節 森林被害調査</p> <p>6 - 1 (略)</p> <p>6 - 2 現地調査 現地調査は、事業対象地域における森林被害の種類<u>(原因)</u>、回復の見通し等を把握するために行うものとする。</p> <p>第7節 森林荒廃調査</p> <p>7 - 1 総 説 森林荒廃調査は、<u>調査</u>対象地域等の森林荒廃の状況及び特性を調査し、整備対象地の設定、整備内容、整備方法等の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>7 - 2 現地調査 (略)</p> <p>第8節 森林機能調査</p> <p>8 - 1 ・ 8 - 2 (略)</p> <p>8 - 3 災害の防止又は軽減機能調査</p> <p>8 - 3 - 1 予備調査 予備調査は、事業対象地域に<u>かかわる</u>災害の現況及び発生の可能性を把握するために行うものとする。</p> <p>8 - 3 - 2 (略)</p> <p>第9節 ・ 第10節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 森林造成の設計</p> <p>第1節 ~ 第3節 (略)</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>第4節 造成基礎工</p> <p>4-1 土留工</p> <p>1 土留工は、不安定な土砂の移動の抑止、斜面勾配の修正、表面流下水の分散等を図り、植物の生育に適した基盤を造成するために設けるものと<u>する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>4-2 ・ 4-3 (略)</p> <p>4-4 排水工</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水工の工種は、水路工及び<u>暗きょ工</u>とし、配置、種別及び構造等は、第2編第5章第3節3-5「水路工」及び3-6「暗きょ工」に準ずるものとする。</p> <p>4-5 防風工</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防風工の配置及び構造等は、<u>第3編第4章第4節4-3</u>「防風工」に準ずるものとする。</p> <p>第5節 植栽準備工</p> <p>5-1 本数調整伐</p> <p>5-1-1 (略)</p> <p>5-1-2 本数調整伐の方法</p> <p>本数調整伐は、樹種構成、林木の配置状況、林内の照度、及び気象条件等に応じ、植栽木、既存木等の健全な生育が効果的に<u>図られる</u>方法により行うものとする。</p> <p>5-2 枝落し</p> <p>5-2-1 (略)</p> <p>5-2-2 枝落しの方法、密度</p> <p>枝落しは、対象木となる上層木の種類、形状、枝張りの状態、林内照度等に応じ、植生導入工における植栽木<u>又は</u>稚樹等への光環境が<u>最も</u>効果的、効率的に改善されるよう行うものとする。</p> <p>5-3 (略)</p>	<p>第4節 造成基礎工</p> <p>4-1</p> <p>1 土留工は、不安定な土砂の移動の抑止、斜面勾配の修正、表面流下水の分散等を図り、植物の生育に適した基盤を造成するために設けるものと<u>る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>4-2 ・ 4-3 (略)</p> <p>4-4 排水工</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水工の工種は、水路工及び<u>暗渠工</u>とし、配置、種別及び構造等は、第2編第5章第3節3-5「水路工」及び3-6「暗きょ工」に準ずるものとする。</p> <p>4-5 防風工</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防風工の配置及び構造等は、<u>第3編第3章第4節4-5-3</u>「防風工」に準ずるものとする。</p> <p>第5節 植栽準備工</p> <p>5-1 本数調整伐</p> <p>5-1-1 (略)</p> <p>5-1-2 本数調整伐の方法</p> <p>本数調整伐は、樹種構成、林木の配置状況、林内の照度、及び気象条件等に応じ、植栽木、既存木等の健全な生育が効果的に<u>図れる</u>方法により行うものとする。</p> <p>5-2 枝落し</p> <p>5-2-1 (略)</p> <p>5-2-2 枝落しの方法、密度</p> <p>枝落しは、対象木となる上層木の種類、形状、枝張りの状態、林内照度等に応じ、植生導入工における植栽木<u>または</u>稚樹等への光環境が<u>もつとも</u>効果的、効率的に改善されるよう行うものとする。</p> <p>5-3 (略)</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>5-4 地表掻き起し 5-4-1 (略)</p> <p>5-4-2 地表掻き起しの方法 地表掻き起しは、種子の飛散特性、地表被覆の状態、気象、地形条件等に応じ、種子の定着、発芽に最も適した方法で行うものとする。</p> <p>第6節 植生導入工 6-1 植栽 6-1-1 ~ 6-1-4 (略)</p> <p>6-1-5 植栽の方法及び時期 植栽は、植栽地の環境条件、苗木の特性、形状等に応じ、活着及び植栽後の生育が最も効果的に<u>図られる</u>方法で、適切な時期に行うものとする。</p> <p>6-1-6 (略)</p> <p>6-1-7 支保 1 (略)</p> <p>2 支保の方法は、苗木の大きさ、配置状況等及び斜面の状態、外力の種類、程度等に応じ、最も適切な方法を選定するものとする。</p> <p>6-1-8 (略)</p> <p>6-2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 保育の設計</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 保育の工種 2-1 ~ 2-3 (略)</p> <p>2-4 除伐 2-4-1 (略)</p>	<p>5-4 地表掻き起し 5-4-1 (略)</p> <p>5-4-2 地表掻き起しの方法 地表掻き起しは、種子の飛散特性、地表被覆の状態、気象、地形条件等に応じ、種子の定着、発芽に<u>もつとも</u>適した方法で行うものとする。</p> <p>第6節 植生導入工 6-1 植栽 6-1-1 ~ 6-1-4 (略)</p> <p>6-1-5 植栽の方法及び時期 植栽は、植栽地の環境条件、苗木の特性、形状等に応じ、活着及び植栽後の生育が最も効果的に<u>図れる</u>方法で、適切な時期に行うものとする。</p> <p>6-1-6 (略)</p> <p>6-1-7 支保 1 (略)</p> <p>2 支保の方法は、苗木の大きさ、配置状況等<u>並びに</u>斜面の状態、外力の種類、程度等に応じ、最も適切な方法を選定するものとする。</p> <p>6-1-8 (略)</p> <p>6-2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 保育の設計</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 保育の工種 2-1 ~ 2-3 (略)</p> <p>2-4 除伐 2-4-1 (略)</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 後	現 行
<p>2-4-2 除伐の方法 除伐は、樹種構成、<u>林齢</u>、林木の配置状況及び地形、気象特性等の条件に応じ、適切に行うものとする。</p> <p>2-4-3 (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>2-6 本数調整伐</p> <p>2-6-1 (略)</p> <p>2-6-2 本数調整伐の方法 本数調整伐の方法は、本編第4章第5節 <u>5-1</u>「本数調整伐」に準ずるものとする。</p> <p>2-6-3 本数調整伐の時期、回数</p> <p>1 本数調整伐は、うっ閉の度合いが高くなり、森林の健全性が損なわれる <u>おそれ</u>が生じた時期に1回目を行い、それ以後は必要に応じて実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2-7 受光伐</p> <p>2-7-1 受光伐の目的 受光伐は、育成複層林の上層木の本数を調整することにより、光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な <u>生育</u>を図るために行うものとする。</p> <p>2-7-2 ・ 2-7-3 (略)</p> <p>2-8 枝落とし</p> <p>2-8-1 (略)</p> <p>2-8-2 枝落としの方法、密度 枝落としは、対象木の種類、形状、枝張りの状態、林内の照度等に応じ、林内の光環境が <u>最も</u> 効果的、効率的に改善されるよう行うものとする。</p> <p>2-8-3 (略)</p>	<p>2-4-2 除伐の方法 除伐は、樹種構成、<u>林令</u>、林木の配置状況及び地形、気象特性等の条件に応じ、適切に行うものとする。</p> <p>2-4-3 (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>2-6 本数調整伐</p> <p>2-6-1 (略)</p> <p>2-6-2 本数調整伐の方法 本数調整伐の方法は、本編第4章第5節 <u>5-1-2</u>「本数調整伐」に準ずるものとする。</p> <p>2-6-3 本数調整伐の時期、回数</p> <p>1 本数調整伐は、うっ閉の度合いが高くなり、森林の健全性が損なわれる <u>恐れ</u>が生じた時期に1回目を行い、それ以後は必要に応じて実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2-7 受光伐</p> <p>2-7-1 受光伐の目的 受光伐は、育成複層林の上層木の本数を調整することにより、光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な <u>成育</u>を図るために行うものとする。</p> <p>2-7-2 ・ 2-7-3 (略)</p> <p>2-8 枝落とし</p> <p>2-8-1 (略)</p> <p>2-8-2 枝落としの方法、密度 枝落としは、対象木の種類、形状、枝張りの状態、林内の照度等に応じ、林内の光環境が <u>もっとも</u> 効果的、効率的に改善されるよう行うものとする。</p> <p>2-8-3 (略)</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改訂後	現行
<p>2-9 追肥</p> <p>2-9-1 追肥の目的 追肥は、植栽木等の<u>生育</u>を促進させるために行うものとする。</p> <p>2-9-2 (略)</p> <p>2-10 根踏み</p> <p>2-10-1 (略)</p> <p>2-10-2 根踏みの方法、時期 根踏みの方法は、根元を十分に踏みつけるものとし、消雪後すみやかに<u>行うものとする。</u></p> <p>2-11 ~ 2-13 (略)</p>	<p>2-9 追肥</p> <p>2-9-1 追肥の目的 追肥は、植栽木等の<u>成育</u>を促進させるために行うものとする。</p> <p>2-9-2 (略)</p> <p>2-10 根踏み</p> <p>2-10-1 (略)</p> <p>2-10-2 根踏みの方法、時期 根踏みの方法は、根元を十分に踏みつけるものとし、消雪後すみやかに<u>行うものとする。</u></p> <p>2-11 ~ 2-13 (略)</p>

附 則
この通知は令和6年2月9日から適用する